

## 次世代住宅ポイント対象住宅証明書の発行に係る適合審査料金規則

### (目的)

第1条 この規則は、別に定める「一般財団法人にいがた住宅センター次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務規程」（以下「規程」という。）に基づき一般財団法人にいがた住宅センター（以下「センター」という。）が実施する次世代住宅ポイント対象住宅判定基準への適合審査業務に係る審査料金（以下「審査料金」という。）について、必要な事項を定める。

### (審査料金)

第2条 規程第11条に規定する適合審査料金（消費税を含まず。以下、同じ。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 別表に掲げるもの以外の審査の依頼がある場合は、別途見積りとする。

### (審査料金の納入)

第3条 依頼者は、審査料金を振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

### (審査料金を減額するための要件)

第4条 審査料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 適合審査依頼とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (2) 標準設計を用いた複数の住宅に係る技術的審査依頼が、一定期間内に見込めるときで、技術的審査が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。

### (審査料金を増額するための要件)

第5条 審査料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 別表に定める審査料金に含まれない業務を実施しなければ、審査が行えないとセンターが判断したとき。

### (審査料金の返還)

第6条 納入した審査料金は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により審査の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

### (その他)

第7条 適合証を再交付するときの料金は、1通につき1,000円（税別）とする。

(附則) この規則は2019年4月1日より施行する。

表 次世代住宅ポイント対象住宅証明書の適合審査料金（一戸建ての住宅）

(税抜金額)

項目	適用する基準	一般料金	評価書等活用※
省エネルギー性	断熱等性能等級 4 仕様ルート	21,000	3,000
	同上 性能ルート	27,000	
	一次エネルギー消費量等級 4 以上	30,000	
耐久性・可変性	劣化対策等級 3 及び 維持管理対策等級 2 以上	21,000	
耐震性	耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) 2 以上	38,000	
バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級 3 以上	30,000	

※評価書等活用：評価書等とは住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。）第 31 に規定する住宅型式性能認定（品確法第 44 条第 3 項に規定する登録住宅型式性能認定等機関がこれと同等の確認を含む。）の場合、品確法第 33 条に規定する型式住宅部分等製造者認証の場合、又は他の制度等で該当する基準への適合が確認できる書類がある場合

注 1 建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請と併せて、審査の依頼がある場合の適合審査料金の額は、第 2 条で適用された料金の 2 分の 1 の額とする。

注 2 既にセンターから証明書が発行された計画について、業務規程第 6 条の計画の変更をしようとするものに係る適合審査料金の額は、第 2 条で適用された料金の 2 分の 1 の額とする。

注 3 併用住宅は、一戸建ての住宅に含む。